

岩出市立岩出図書館における広告掲載物品の寄贈受入れに関する要綱
(趣旨)

第1条 この告示は、岩出図書館（以下「図書館」という。）における広告を掲載した物品（第3条第2項に規定するものを除く。以下単に「物品」という。）の寄贈の受入れに関し必要な事項を定めるものとする。

(寄贈を受け入れることができる物品)

第2条 寄贈を受け入れることができる物品は、図書館利用者の利便の向上又は図書館の業務運営に資するもので、次に掲げるものとする。

- (1) 図書館カレンダー
- (2) レシート用紙
- (3) 館内利用者用かご
- (4) 前3号に掲げるもののほか、岩出図書館長（以下「図書館長」という。）が
適当と認めるもの

(物品の寄贈の受入れの基準)

第3条 次の各号のいずれかに該当する業種又は事業者に関する物品の寄贈は、受け入れないものとする。

- (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第12号）に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業に関するもの
- (2) 貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）に規定する貸金業
- (3) たばこ事業法（昭和59年法律第68号）に規定する葉たばこを販売するもの又は製造たばこを製造し、若しくは販売するもの
- (4) 民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続又は会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続を受けている事業者に関するもの
- (5) 社会問題を起こしている業種又は事業者に関するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、図書館長が受入れを適当でないと認めるもの

2 次の各号のいずれかに該当する広告を掲載した物品の寄贈は、受け入れないものとする。

- (1) 市民生活と関連性のないもの
- (2) 物品の公共性又は品位を損なうおそれのあるもの
- (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業、特定性風俗物品販売等営業又は接客業務受託営業に係るもの
- (4) 政治活動、宗教活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- (5) 公の秩序又は善良の風俗に反するもの
- (6) 前各号に掲げるもののほか、図書館長が受入れを適当でないと認めるもの
(広告内容の責任)

第4条 物品に掲載した広告の内容に関しては、当該物品を寄贈したものが責任を負うものとする。

(物品の仕様)

第5条 寄贈の受入れに当たり、あらかじめ、大きさ、材質、数量等を定める必要のある物品については、図書館長が当該仕様を定める。

(募集の方法及び期間)

第6条 物品の募集の方法及び期間は、物品の種別ごとに、その性質に応じて図書館長が定める。

(寄贈の申込み)

第7条 物品を寄贈しようとする者は、図書館用品寄贈申出書(別記様式)に次に掲げる書類を添えて図書館長に提出するものとする。

(1) 物品を寄贈しようとする者が法人その他の団体の場合にあつては団体の名称、所在地及び代表者の氏名が確認できるもの、個人の場合にあつては氏名及び住所が確認できるもの

(2) 物品の形状、材質、数量等、広告の内容及び寄贈の時期が確認できるもの

(3) 物品の配布方法等について希望がある場合にあつては、その内容が確認できるもの

(寄贈の受入れの決定)

第8条 図書館長は、第3条に規定する基準に基づき、物品の寄贈の受入れの可否を決定する。

2 図書館長は、募集した数を超えて物品の寄贈の申込みがあつた場合は、当該物品の品質、使い勝手等を考慮し、寄贈を受け入れる物品を決定するものとする。この場合において、物品の品質、使い勝手等により決定することができないときは、次に掲げる順位により決定する。

(1) 第1順位 市内に事業所等を有するもの

(2) 第2順位 県内に事業所等を有するもの

3 前項の規定にかかわらず、同項の規定により寄贈を受け入れる物品を決定することができないときは、抽選により決定する。

(物品の配布方法等)

第9条 物品を図書館利用者に配布するに当たり、配布の対象者、期間、方法等を定める必要がある場合は、図書館長が定める。

(補則)

第10条 この告示に定めるもののほか、図書館における物品の受入れに関し必要な事項は、図書館長が定める。

附 則

この告示は、平成20年11月28日から施行する。

附 則

この告示は、令和4年2月1日から施行する。